

防府市ひきこもりサポーター派遣事業実施要綱

平成29年2月23日制定

(目的)

第1条 この要綱は、ひきこもり対策を推進するため、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）」別紙の別添9「ひきこもり対策推進事業実施要領」3の(3)に規定する「ひきこもりサポーター派遣事業（以下「事業」という。）」を実施することにより、地域におけるひきこもりの状態にある人の自立の促進、ひきこもりの状態にある人及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ひきこもり 平成22年に厚生労働省が公表した「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」に定める「ひきこもりの定義」に該当する現象概念

(2) ひきこもりサポーター 前号に規定するひきこもりの状態にある人及びその家族の支援を行う者（以下「サポーター」という。）

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、防府市とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると認められる法人（以下「法人」という。）に、この事業の全部（第4条第2項第3号を除く。）又は一部を委託することができる。

(事業内容)

第4条 この事業は、ひきこもりの状態にある人及びその家族の支援を行うにあたり、「山口県ひきこもりサポーター事業指針」に基づき山口県が養成したサポーターの派遣を求めるものとする。

2 この事業を円滑に行うため、次の業務を行う。

(1) サポーターの派遣

(2) サポーター登録名簿の管理

- (3) ひきこもりの状態にある人及びその家族に関するケース会議
- (4) 前3号に規定するものほか、市長がひきこもりの状態にある人及びその家族の支援に必要と認めるもの

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、ひきこもりの状態にある人又はその家族であって、防府市に居住する者のうち市長が認める者（以下「派遣対象者」という。）とする。

(サポーターの支援内容)

第6条 サポーターによる支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 派遣対象者の自宅等への訪問
- (2) 派遣対象者の自宅以外での面接（派遣元施設を除く。）
- (3) 市職員が派遣対象者に会う場合への同席（派遣元施設を除く。）
- (4) 派遣対象者が活動等へ参加する際の同行その他のサポート
- (5) 前4号に規定するものほか、市長が必要と認める支援

(申請)

第7条 サポーターの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、利用の決定の可否を決定し、利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 この事業の支援期間は最大2年間とし、支給量は、原則として1か月あたり2回分までで、かつ、12回以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

3 市長は、第1項の規定により決定した内容を支援依頼書（様式第3号）により当該サポーター又は事業を委託した法人（以下「事業者」という。）に通知する。

(有効期間)

第9条 前条の規定による利用決定の有効期間は決定の日より1年内とする。

(支援の終了)

第10条 利用決定通知書を受け取った申請者(以下「利用者」という。)が、支援の終了を希望する場合は、支援終了届出書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、利用を終了させることができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) 前2号に規定するもののほか、その他市長が利用を不適当と認めた場合

3 市長は、第1項又は前項の規定により、支援の終了を決定した場合は、支援終了決定通知書(様式第5号)により当該利用者に、支援終了通知書(様式第6号)を当該サポーター又は事業者にそれぞれ通知するものとする。

(報告及び請求)

第11条 サポーター又は事業者は、支援活動を実施した場合、支援活動実施状況報告書(様式第7号)により、支援活動を実施した翌月の10日までに市長に報告するものとする。

2 サポーター又は事業者は、支援活動を実施した場合、前項に規定する報告書のほか、支援活動を実施した翌月の10日までに請求書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求書を受け取った日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(事故)

第12条 サポーター又は事業者は、サポーター派遣の実施中に事故が発生した場合は、速やかに事故報告書(様式第8号)により市長に報告するものとする。

(広報)

第13条 この事業の実施について、地域住民及び関係機関に対して周知を図るとともに、ひきこもりに対する正しい理解の促進を図るも

のとする。

(留意事項)

第14条 この事業の実施に携わる者は、業務上知り得た個人情報を業務目的外で他に漏らしてはならない。その職又は活動を退いた後ににおいても、同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

ひきこもりサポーター派遣事業利用申請書（新規・継続）

年　　月　　日

（宛先）防府市長

申請者 住所

氏名

（自筆による署名又は記名押印）

連絡先

（対象者との続柄）

下記本人にかかる相談支援の実施に際して、ひきこもりサポーターの派遣を希望するので、防府市ひきこもりサポーター派遣事業第7条の規定により申請します。

本事業の実施に際し、ひきこもりサポーターが相談への同席や訪問することを了承するとともに、相談支援にかかる個人情報が、必要に応じて健康福祉センターや精神保健福祉センター、その他支援機関と情報共有されることについて同意します。

記

対象者	氏名	生年月日	住所

様式第2号（第8条関係）

ひきこもりサポーター派遣事業利用決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市ひきこもりサポーター派遣事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり利用を（決定・却下）したことを見知します。

記

1 決定

利 用 者	氏名		生年月日	
利 用 者	住所			
決 定 回 数	訪問支援 月 回			
有 効 期 限	年 月 日 から		年 月 日 まで	
サポーター氏名				
支 援 の 内 容				

2 却下

却 下 理 由	
---------	--

様式第3号（第8条関係）

ひきこもりサポーター派遣事業支援依頼書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

ひきこもりサポーターとして、下記の利用者の家庭への派遣を依頼するので、防府市ひきこもりサポーター派遣事業実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

利 用 者	氏名		生年月日				
	住所						
決 定 回 数	訪問支援 月 回						
有 效 期 限	年 月 日 から 年 月 日 まで						
支援の内容							

様式第4号（第10条関係）

ひきこもりサポーター派遣事業支援終了届出書

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

届出者 住所
氏名
(対象者との続柄)

下記の理由により、ひきこもりサポーターの支援の終了を希望する
ので、防府市ひきこもりサポーター派遣事業実施要綱第10条第1項の
規定により届け出ます。

記

1 利用者氏名

2 終了希望年月日 年　　月　　日 ()

3 支援終了を希望する理由

様式第5号（第10条関係）

ひきこもりサポーター派遣事業支援終了決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長

印

防府市ひきこもりサポーター派遣事業実施要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり支援の終了を決定したことを通知します。

記

1 利用者

利用者	氏 名	生年月日	住所

2 支援終了の理由

--

様式第6号（第10条関係）

ひきこもりサポーター派遣事業支援終了通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長

印

防府市ひきこもりサポーター派遣事業実施要綱第10条第3項の規定により、下記の利用者について支援の終了を決定したことを通知します。

記

1 利用者

利 用 者	氏 名	生 年 月 日	住 所

2 支援終了の理由

様式第7号（第11条関係）

ひきこもりサポーター派遣事業支援活動実施状況報告書

年　　月　　日

（宛先）防府市長

報告者（ひきこもりサポーター）

氏名

連絡先

防府市ひきこもりサポーター派遣事業実施要綱第11条第1項の規定により、下記の利用者への支援実施状況について報告します。

記

1 利用者氏名

2 支援日時

訪問	回目	年	月	日	()	
		時	分	～	時	分
訪問	回目	年	月	日	()	
		時	分	～	時	分

3 支援内容及び留意点

様式第8号（第12条関係）

ひきこもりサポーター派遣事業事故報告書

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

報告者（ひきこもりサポーター）

氏名

連絡先

防府市ひきこもりサポーター派遣事業実施要綱第12条の規定により、
事故の状況について下記のとおり報告します。

記

1 事故発生日及び時間

年　　月　　日（　）　　時　　分

2 事故発生場所

3 事故の概要及び対処